

# 高教組速報

2013年度 第12号

2013年 9月11日

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

文責 馬場 隆

## 新たな再任用制度についての第2回県教委交渉

# 定数配置について一定の配慮を確認

高教組は9月11日、新たな再任用制度についての2回目の県教委交渉を行いました。高教組は、前回に引き続き、①希望者全員の再任用の実現、②フルタイムか短時間かは本人の希望によること、③再任用(特に短時間勤務)の定数外の扱いにすることを要求の軸にして交渉しました。

### 健康等で特段の問題がなければ 再任用されることを確認

希望者全員の再任用実現については、前回の交渉で、従来と同様に選考によって再任用するが、これまでは、選考の結果、再任用できないとした例は県立学校ではないこと、選考の基準はこれまでと同じであること、再任用できない場合は「健康状態など本人にも理解してもらえような時」という回答を確認しました。そこで、「それらの回答から考えれば、健康状態等で特段の問題がなければ再任用されること、もし再任用が認められない事例が出る場合はきちんとした理由が説明されると理解してよいか」と高教組が確認を求めると、県教委もこれを認めました。

### フルタイム希望者に短時間勤務を要請する場合として人事上特別に困難な場合を例示

前回の交渉で県教委が、フルタイムでの再任用が困難な場合も想定されるとしていたので、高教組が具体的にどのような場合かと質すと「美術などそもそもフルタイムで勤務している学校が少ない。それが再任用希望者が通える範囲に1~2校しかない場合。その学校に空きがないことも想定される」と回答しました。これを受けて高教組は、無年金期間の生活保障のためにフルタイムが基本としているのだから、それができない場合というのはごく限られた特例的な場合のみにすべきであること、仮にフルタイムが困難な場合は、臨時的任用など他の形で生活保障の選択肢も示す必要があることを主張しました。これに対して県教委

は、「但し書きで規定している部分だから、但し書きの方が多いか頻繁にあるということはない」と回答し、もし、フルタイムでの再任用が困難な場合が生じたら、臨時的任用(欠員補充)での任用も選択肢として示すことを回答しました。

また、短時間勤務希望者については、強引にフルタイムに変えさせることはしないという回答も改めて確認しました。

### 人事配置上の配慮として、 非常勤講師を配置すること等を回答

再任用を定数外で扱うことについて県教委は、県教委としても文科省に対して要望していることを認めながら、国からの財政措置が望めない中では、県単独で定数外扱いにすることは困難として「定数内でやってもらう必要がある」という立場を崩していません。高教組は、再任用が増えることによる他の職員の負担増に対して、県教委としてどんな努力をするのかを示すこと、特に今回、教諭の短時間勤務を19時間25分とすることによって、これまでより多くの定数を食うことに対して、県教委の責任として対応策の提示を求めました。

これに対して県教委は、「短時間の勤務時間を増やすので、短時間3人で定員1という扱いはできなくなるが、2人配置の学校について授業時数なども調べて、実情に応じて、非常勤講師をつける、又はプラスアルファで定数を食わない形で短時間をもう1人つけるという対応をすることは可能」と回答しました。高教組はこれに加えて、再任用者をできるだけ分散して配置するよう努力することを求め、県教委もそれを含めた3点で努力することを確認しました。

また、新たな再任用制度でも、職務内容についてはこれまでと変わらないこと、教諭の短時間勤務の場合に授業の持ち時間数のめどをどうするかについては、今後協議することを確認しました。

高教組は、県教委提案に対する対応を16日(月)までに検討して、県教委に回答します。再任用制度への意見や疑問を高教組にお寄せください。 FAX:095-826-2976